

Contents

- 1 【シンガポール】暗号資産の広告等に関するガイドラインの公表
- 2 【メキシコ】メキシコにおける公益通報制度
- 3 【韓国】企業結合届出の対象範囲拡大～スタートアップ企業の買収等も一部届出対象に～

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【シンガポール】暗号資産の広告等に関するガイドラインの公表

1. はじめに

シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore:MAS)は、2022年1月17日、ビットコインやイーサリアム等の決済用暗号資産(digital payment token:DPT)のサービス提供者(DPT サービスプロバイダー)が、シンガポールにおいて DPT サービスを一般投資家に対して宣伝することを制限するガイドライン(Guidelines on Provision of Digital Payment Token Services to the Public [PS-G02])を公表した。

本ガイドラインは、DPT の取引自体を制限するものではなく、DPT の広告にフォーカスしたガイドラインであるが、暗号資産についてのシンガポール政府の姿勢を示すものとして興味深いため、本稿においてその概要を紹介する。

2. ガイドラインの趣旨・概要

(1) ガイドラインの趣旨

本ガイドラインの対象とされている DPT サービスプロバイダーには、①資金決済法(Payment Services Act)上のライセンス保有者、②DPT サービスを提供している銀行その他の金融機関(資金決済法上のライセンス規制の適用を免除されている者)、③資金決済法の経過措置に基づき同法のライセンスを申請中の者が含まれる。なお、現行法における「DPT サービス」は、(i)DPT の売買又は(ii)DPT の交換の促進のみとされているが、「DPT サービス」の範囲は、資金決済法の2021年改正により拡大される予定であり、将来的にはDPT の移転、DPT のためのウォレットサービスの提供等も「DPT サービス」に含まれることになる。

MAS は、ボラティリティの高い DPT の取引は、リスクが高く、一般投資家の投資対象には適さないとの立場を従来から取っている。本ガイドラインは、そのようなリスクに鑑み、一般投資家が DPT に関するリスクを十分に理解せずに DPT に投資する事態が生じることを抑制する目的で導入されたものである。

(2) ガイドラインの概要

ガイドラインは、DPT サービスプロバイダーが以下の方法により DPT サービスのマーケティング又は広告を行うことを禁止している。

- ① シンガポールの公共の場(公共交通機関、公共交通機関の施設内、公共のウェブサイト、ソーシャルメディア、放送及び印刷された広告、ATM の設置等)における広告等
- ② シンガポールの一般公衆を対象とした、ソーシャルメディアのインフルエンサー等の第三者を通じた、DPT 取引の促進を目的としたマーケティング等

但し、DPT サービスプロバイダーは、自社のウェブサイト、モバイルアプリケーション又は公式ソーシャルメディアアカウントにおいてマーケティング又は広告を行うことは引き続き可能とされている。

3. おわりに

本ガイドラインは、DPT の広告及びマーケティングに焦点を当てたものではあるが、MAS の DPT に対する厳しい立場が顕れているように思われる。今後 DPT を含む暗号資産について MAS がどのような規制を導入・検討していくか引き続き注視したい。

【シンガポール】
弁護士 花水 康
Ko.hanamizu@amt-law.com

2. 【メキシコ】メキシコにおける公益通報制度

1. はじめに

2020年6月、日本では公益通報者保護法が改正され公布された。その改正法の施行が迫っていることもあり、国際展開をしている日本企業の中には、この機会にグローバルでの公益通報制度の見直しを検討している企業も少なくないと思われる。

そこで、本稿では、主にメキシコに子会社を設立し事業活動を営む日本企業を念頭において、そのメキシコ子会社における公益通報制度の要否や公益通報制度を導入する際の留意点等について簡潔に解説する。

2. 公益通報制度に関するメキシコの法制度

(1) 総論

2017年7月、公的機関における公益通報制度、すなわち公務員等による通報についての制度が施行されるに至った。しかし、保護の程度は匿名性の確保等に限定されており、通報者の保護は限定的である。

一方、民間部門における公益通報制度に関する法律はメキシコには存在しない¹。したがって、メキシコ企業（日本企業のメキシコ子会社を含む。）が公益通報制度を設けることは必須ではない。

もっとも、自主的に社内ルールとして公益通報制度を設けることはもちろん可能であり、また推奨される（後記3.参照）。自主的に公益通報制度を設ける場合には、主に *Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares*（以下、「民間保有データ保護法」とする。）と *Reglamento de la Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares*（以下、「民間保有データ保護法に関する規則」とし、民間保有データ保護法と併せて「データ保護規制」とする。）の遵守が必要となる。

(2) データ保護規制²

通報を受ける場合には、通報者である従業員等の個人データの取得が不可欠であるところ、個人データの取得は個人データの「処理」に含まれ³、そのため、原則としてデータ主体である従業員等の同意を取得する必要がある⁴。また、従業員には目的等を記載したプライバシー通知を示した上で、その同意を取得する必要がある⁵。

当然、通報により取得した全ての個人データの秘匿性は、原則として保持されなければならない⁶。もっとも、犯

¹ 但し、民間部門が公共部門と共同して事業を行う場合には、一般行政責任法が適用される可能性があり、公益通報制度の設置が求められる場合がある。

² メキシコのデータ保護規制の概要については下記の記事を参照。

【メキシコ】データ保護法の解説

[\(1\)総論及び処理規制\(2020年12月号 pp4-10\)](#)

[\(2\)データ主体の権利及び移転規制\(2021年2月号 pp3-7\)](#)

[\(3\)管理者と処理者の関係及び違反に対する制裁\(2021年4月号 pp2-5\)](#)

³ 民間保有データ保護法 3 条 18 号

⁴ 民間保有データ保護法 8 条第 1 文

⁵ 民間保有データ保護法 3 条 1 号、民間保有データ保護法 15 条及び民間保有データ保護規則 11 条第2文

⁶ 民間保有データ保護法 21 条

罪捜査のために当局に情報提供する場合等、民間保有データ保護法上定められた例外事由にあたる場合にはこの限りではない⁷。

3. 公益通報制度の要否・運用についての考察

(1) 導入の要否

上述の通り、メキシコにおいては、民間部門が公益通報制度を設けることは必須ではない。しかしながら、自主的に公益通報制度を設けることには以下に述べるようなメリットがあるため、それにかかるコストを考慮しても、自主的に公益通報制度を設けることが望ましいと考えられる。

(a) 腐敗防止規制違反の場合のペナルティの減免

一般行政責任法(*Ley General de Responsabilidades Administrativas*)と連邦刑法(*Código Penal Federal*)をはじめとして、各種の法律により公務員への贈賄が禁止されている⁸。連邦刑法及び一般行政責任法のいずれも適用範囲は広範であり、いずれも違反者のみならずその使用者等である法人に対する制裁も定めている⁹。一方、以下の通り、いずれにおいても、予防措置と事後対応が制裁の軽減事由として考慮される。

(i) 予防措置の考慮

連邦刑法上、贈収賄がなされた当時において、適切なコンプライアンス体制が整備され運用されていた場合、かかる事実は訴追された法人にとって有力な反論となる。なぜなら、法人の刑事責任の有無は、コンプライアンスのための内部統制の有無・程度等を考慮して判断され、法人が「適切な管理(*debido control*¹⁰)」を実施していると判断された場合には法人の刑事責任が否定されるためである。また、「適切な管理」を実施していたと判断されるに至らない場合でも、一定の法令遵守措置等を講じていた事実¹¹は制裁の程度を決定するに際して考慮され¹²、制裁を最大 25%軽減するための要素となる¹³。

適切なコンプライアンス体制等の存在は、一般行政責任法との関係でも法人に対する制裁を緩和する方向に働く考慮要素である¹⁴。一般行政責任法はコンプライアンス体制に関する最低限の要件を定めているが、その一つとして、「内部報告と当局への報告の双方のための適切な内部通報システムが存在すること」が定められている¹⁵。

⁷ 民間保有データ保護法 37 条

⁸ 連邦刑法 222 条、一般行政責任法 52 条及び 66 条。メキシコの腐敗防止規制の概要については「【メキシコ】[腐敗防止規制の概要\(2021 年 1 月号 pp4-9\)](#)」を参照。

⁹ 連邦刑法 11 条及び 11 条の 2、刑事手続法(*Código Nacional de Procedimientos Penales*)421 条及び 422 条、一般行政責任法 81 条

¹⁰ 刑事手続法 421 条

¹¹ 例えば、コンプライアンス体制が整備されていたが、適切に運用されていなかった場合や、結果として犯罪の実行のリスクを軽減するのに効果的ではなかった場合等である。不適切なリスク評価に基づいてコンプライアンス体制が整備され、運用されていた場合等も該当する。

¹² 刑事手続法 422 条

¹³ 連邦刑法 11 条の 2

¹⁴ 一般行政責任法 25 条

¹⁵ 一般行政責任法 25 条

(ii) 事後対応の考慮

公益通報制度を設けることにより、贈賄行為がなされたことを早期に把握できる可能性が高まる。刑事手続法、連邦刑法、一般行政責任法等において、捜査への協力等を条件に訴追を終了したり制裁を軽減したりできる旨が規定されている¹⁶ことを考慮すれば、公益通報制度により違反行為が早期に発覚することのメリットは大きいと思われる。

(b) 談合発覚時のリニエンスー制度の利用

メキシコにおけるいわゆる競争法にあたる *Ley Federal de Competencia Económica*(以下、「連邦経済競争法」とする。)は、談合等の発覚時に早期に自主申告することにより制裁の減免をする、いわゆるリニエンスー制度を採用している¹⁷。したがって、連邦経済競争法との関係においても、公益通報制度により違反行為が早期に発覚することのメリットは大きいと思われる。

(2) 保護の対象となる通報者や通報の範囲等

上述の通り、メキシコにおいては民間部門での公益通報制度について定めた法律がないため、保護の対象となる通報者の範囲にも規制はない。もともと、民間部門の公益通報制度は社内ルール等で規律されるものであるため、通常は従業員が保護の対象となると思われる。退職した従業員を保護の対象とするか否か等についても、各社で検討し定めるべき事項である。

同様に、保護の対象となる通報の種類や通報行為の態様、通報の内容についても特段法律上の規制はない。しかし、公益通報制度を設ける趣旨に鑑みれば、通報は公益に資する正当かつ適切なものでなければならぬと考えられる。

(3) どのように公益通報制度を運用すべきか

公益通報制度の運用についても、特段法律上の指定はないが、日本企業の子会社がメキシコに存在する場合、概ね下記の3通りの方法が考えられる。

- ① グループ全体を統括する単一の通報受付窓口を統括拠点(日本法人等)に設け、統括拠点の窓口が全ての地域からの公益通報を受け付ける
- ② 各拠点(日本法人・海外子会社・海外支店等)にそれぞれ独立した通報受付窓口を設け、それぞれの拠点の窓口が管轄地域からの公益通報のみを受け付ける
- ③ グループ全体を統括する通報受付窓口と各拠点を担当する通報受付窓口の双方を設け、それぞれの拠点が管轄地域からの公益通報を受け付けるとともに、統括窓口が全ての地域からの公益通報を各拠

¹⁶ 刑事手続法 256 条、連邦刑法 11 条の 2、一般行政責任法 88 条及び 89 条

¹⁷ 連邦経済競争法 103 条。このリニエンスー制度については規制当局である *Comisión Federal de Competencia Económica*(連邦経済競争委員会(通称「COFECE」))が以下の通り英文の資料を公表している。

<https://www.cofece.mx/cofeces-leniency-and-immunity-program-frequently-asked-questions/?lang=en>

<https://www.cofece.mx/10-years-since-the-implementation-of-the-federal-economic-competition-commissions-leniency-program-what-has-been-its-impact/?lang=en>

点からの報告を通じて受け付ける

コストの問題はあるものの、このうち推奨されるのは③であり、以下の点で①と②のいずれよりも優れていると考える。

まず、実効的な公益通報制度を実現するためには、通報者となる従業員がその母国語(所在地の言語)で通報できるべきである。そのため、メキシコの場合には、スペイン語での通報を受け付ける窓口が設けられる必要がある。また、通報を受け付ける時間帯が通報者にとって負担となるような時間帯に限定されるべきでない。メキシコに通報受付窓口があれば、時差による支障を被ることなく、メキシコの従業員から通報を受け付けることが可能となる。

③の方法による場合、例えば日本における統括通報受付窓口については日本の法律事務所が担当し、メキシコ子会社の通報受付窓口はメキシコの法律事務所が担当することもある。日本の法律事務所とメキシコの法律事務所が緊密に連携することにより、メキシコ側(子会社側)では現地の法律やビジネス慣行に従った機動的かつ適切な調査を進めるとともに、日本側(親会社側)ではメキシコ子会社におけるリスクの適切な把握と管理が可能になる。

4. 将来の立法の見通し

現状、メキシコにおいては、民間部門における公益通報制度について特別に定めた法律が存在しないのみならず、将来の立法についての具体的な議論も行われていない。

もともと、将来、民間部門における公益通報制度を規制する法律がメキシコにおいて制定される可能性はある。OECD の報告書では、メキシコにおいて、既存の公的機関における公益通報制度の一層の整備が提言されている¹⁸のみならず、民間における公益通報についての啓発も提言されている¹⁹。これらの提言は腐敗防止の文脈でなされたものであるが、贈賄側である民間部門による捜査の協力も腐敗防止に資するものである。そのため、民間部門における公益通報制度の活用を促進すべく、メキシコにおいても公益通報制度の設置を義務づけるとともに通報者の保護を図る立法が将来なされる可能性は否定できない。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である [Basham, Ringe y Correa, S.C.](#) のメキシコ法弁護士である [Renata Buerón](#) 弁護士、[Erick Gustavo Soto Ceballos](#) 弁護士及び [Dante Romero Turrubiates](#) 弁護士の協力を得て作成しております。

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C. 法律事務所に勤務中

¹⁸ OECD, "[Protecting whistleblowers in Mexico: Ensuring secure channels and protections for reporting corruption](#)", pp146 及び 147

¹⁹ OECD, "[Protecting whistleblowers in Mexico: Ensuring secure channels and protections for reporting corruption](#)", pp147 並びに OECD, "[Follow up report on the OECD Integrity Review of Mexico](#)", pp41 及び 42

3. 【韓国】企業結合届出の対象範囲拡大～スタートアップ企業の買収等も一部届出対象に～

1. はじめに

韓国では、独占規制及び公正取引に関する法律(以下「公正取引法」という。)の改正(以下「本改正」という。)が、2020年12月29日に公布され、2021年12月30日から施行された(以下、本改正後の公正取引法を「改正公正取引法」という。)。改正公正取引法においては、企業結合にかかる申告届出の基準につき、新たに取引金額に基づく基準を導入した。これは、大手企業が、規模は小さいものの潜在的成長力の高いベンチャー企業やスタートアップ企業等をその成長性を織り込んだ高額で買収する場合、対象会社の資産総額や売上額が従来の企業結合申告対象基準には達せず、申告義務が生じないため、当該買収の結果、将来的に市場の独占を招いたり、当該買収によって市場への参入障壁を構築したりするおそれがあったとしても企業結合審査ができないおそれがあった。そのようなスタートアップ企業等の買収が増加している近時の状況の変化を踏まえ、改正公正取引法における企業結合の申告対象を拡大し、取引金額が一定水準以上であり、対象会社が韓国国内市場において相当程度の水準で活動している場合には届出が必要とされることになった。

2. 企業結合届出対象の拡大

(1) 取引金額の考慮

公正取引法においては、原則届出会社(買収会社)の資産総額又は売上高が3000億ウォン以上、対象会社(被買収会社)の資産総額又は売上高が300億ウォン以上である場合に企業結合届出の義務が発生する(改正公正取引法第11条第1項、同施行令第18条)。これに加えて、改正公正取引法においては、対象会社の基準が上記に該当しない場合であっても、①企業結合の対価として支払う又は出資する価値の総額が6000億ウォン以上であって、かつ②対象会社が、韓国国内市場において「相当の水準」で、商品若しくはサービスを販売・提供し、又は国内研究施設、若しくは研究人材を保有・活用する等して活動している場合には企業結合届出の対象になることとした(改正公正取引法第11条第2項、同施行令第19条第1項)。

(2) 韓国国内活動水準の判断

韓国国内において「相当の水準」で活動をしているか否かの判断は、以下の基準に従い行われる(改正公正取引法施行令第19条第2項)

- ① 直前3年間において韓国国内市場で月間100万名以上を対象に商品又はサービスを販売・提供したことがある場合、又は
- ② 直前3年間において以下の全ての要件に該当する場合
 - (i) 韓国国内で研究施設又は研究人材を継続して保有・活用していること
 - (ii) 韓国国内で研究施設、研究人材又は国内研究活動等に対する年間支出額が300億ウォン以上であったことがあること

上記①は、例えば、ゲーム・ウェブ漫画・ウェブ小説・映画・ドラマ等のコンテンツや SNS 等インターネット・プラットフォームサービスの月間純利用者(ユニークユーザー)又は純訪問者(ユニークビジター)²⁰が 100 万名を超えたことがある場合を含む。なお、上記②(ii)は、対象会社の年間経常研究開発費及び開発費(無形資産)で会計処理した金額を合算して判断する(「企業結合申告要領」V.2.)。

(3) 違反時の措置

企業結合届出対象であったにもかかわらず届出を行わなかった場合、又は虚偽の届出を行った場合には 1 億ウォン以下の過料が課される(改正公正取引法第 130 条第 1 項第 1 号)。

3. 今後の留意点

今後、韓国において株式の取得、その他の方法により買収を行おうとする場合、取引金額及び対象会社の韓国国内での事業活動の程度によっては、韓国公正取引委員会に対して企業結合届出を行い、その審査を受ける必要がある場合がある。したがって、韓国においてスタートアップ企業等現時点における総資産、売上高は少ない小規模企業を買収する場合であっても、その取引金額が 6000 億ウォン以上である場合には、上記の対象会社の韓国国内活動水準の基準への該当性も考慮のうえ、企業結合届出の要否を判断する必要があることに留意されたい。

【韓国】

弁護士 龍野 滋幹

shigeki.tatsuno@amt-law.com

弁護士 曹 貴鎬

kwiho.cho@amt-law.com

弁護士 李 直玟

jikhyun.lee@amt-law.com

²⁰ あるウェブサイトアクセスしたユーザー数のうち、延べ訪問数から重複訪問数を除いた数を意味する。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。